

○文部科学省告示第百十七号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和四年九月一日

文部科学大臣 永岡 桂子

青いグラス	鼻眼鏡をかけたサバルテスの肖像	自画像*	自画像	女性の頭（フェルナンド）	うづくまる物乞いの女	スー プ	指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称
同右	同右	同右	同右	同右	同右	令和四年八月十五日	指定をした日
同右	同右	同右	同右	同右	同右	令和四年九月五日から令和五年六月十日まで	指定の有効期間
同右	同右	同右	同右	同右	同右	公益財団法人ポーラ美術振興財団 ポーラ美術館 館長 木島 俊介 公益財団法人 柄下郡箱根町仙石原小塚山一二八五 館長 池田 晃治 広島県広島市中区基町三一二	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
同右	同右	同右	同右	同右	同右	公益財団法人ポーラ美術振興財団 ポーラ美術館 令和四年九月十七日から令和五年一月十五日 公益財団法人 柄下郡箱根町仙石原小塚山一二八五 館長 池田 晃治 広島県広島市中区基町三一二 令和五年二月四日から令和五年五月二十八日	並びに指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地

